# 平成29年度第2回千葉市子ども・子育て会議 議事録

**1 日時** : 平成30年3月29日(木)10時~12時

2 場所 : 千葉市議会棟3階 第3委員会室

## 3 出席者:

(1)委員

久保桂子委員(会長)、浅見智美委員、榎沢良彦委員、江濵政江委員、大木三雄委員、大森康雄委員、加藤智江委員、上村麻郁委員、木村秀二委員、久留島太郎委員、小林有香里委員、鈴木秀樹委員、原木真名委員、増田和人委員、三須初子委員、森島弘道委員、吉川淳子委員

(2) 事務局

【こども未来局長、佐々木こども未来部長

【こども未来部こども企画課】 始関課長、髙木補佐

【こども未来部健全育成課】 小倉補佐 【こども未来部こども家庭支援課】 宮葉課長

【こども未来部幼保支援課】 内山課長、鈴木幼児教育・保育政策担当課長

【こども未来部幼保運営課】 岡﨑課長、五藤保育所指導担当課長

古川職員担当課長

【保健福祉局健康部健康支援課】 阿部課長

# 4 議題:

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- (2) 施設・事業の利用定員について
- (3) 平成30年度における施設・事業の整備計画について

## 5 報告事項:

- (1) 特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について
- (2) 平成30年度こども未来局 主な新規・拡充施策について

## 6 議事の概要:

- (1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (2) 施設・事業の利用定員について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、 了承された。
- (3) 平成30年度における施設・事業の整備計画について事務局より説明があり、質疑 応答、意見交換の後、了承された。

- (4) 特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について事務局より説明があり、質 疑応答、意見交換の後、了承された。
- (5) 平成30年度こども未来局 主な新規・拡充施策について事務局より説明があり、 質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (6) 次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

## 7 会議の経過

○髙木補佐 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから平成29年度第2回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。なお、岸委員からは事前に欠席の旨御連絡をいただいておりまして、原木委員からは遅れて出席という旨を事前に御連絡をいただいております。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の髙木と申します。 よろしくお願いいたします。

それでは、まずお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。本日、机上には座席表、資料1、あと参考資料として千葉市こどもプランの第1章の抜粋をお配りしております。座席表と資料1につきましては事前に送付しているものに修正がございましたので、本日配付したものをお使いいただきますようお願いいたします。また、次第、委員名簿、資料2から資料5につきましては、事前に送付させていただいたものをお使いいただきますようにお願いいたします。なお、こどもプランにつきましては次回も使用しますので、机上に置いてお帰りください。

不足等がございましたら、事務局からお渡しいたしますので、お申しつけいただければと存じます。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付いたしました傍聴 要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意願い ます。

本日は、委員の皆様の過半数以上の方に御出席していただいておりますので、千葉市子ども・子育て会議設置条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告を申し上げます。

それでは、まず初めにこども未来局長の山田より御挨拶をお願いいたしたいと思います。

**〇山田こども未来局長** 皆様、おはようございます。こども未来局の山田でございます。 本日は年度末のお忙しいところを子ども・子育て会議にお集まりいただきまして、誠に ありがとうございます。また、日ごろより児童福祉を初め、市政各般にわたりまして御 協力いただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

この会議ですが、こどもプランについて主に議論をいただきますけれども、何となく 事務局が説明してそれを承認というような形に思われるかもしれないんですけれども、 我々が委員の皆様からもらった意見は、このプランだけではなくて、日ごろの予算編成 であったり、千葉市全体の計画の中で、子ども・子育て会議からこのような意見が出て おりますということで、そういうところでも使わせていただきますので、多少このプランの数値云々ではないところで御意見があれば、そういうところもいただければ、我々はこれからこども施策のほうを推進しやすくなっていきますので、よろしくお願いいたします。

また、国のほうでは、一億総活躍社会、それから幼児教育・保育の無償化、働き方改革、全て我々の局にかかわる事業でございますので、そういった社会全体の動きですとか、親の利便性ですとか、そういうことがいろいろありますけれども、我々はあくまでも基礎自治体でありますので、子どもの視点、子どもをどう元気に育てていくか、たくましく育てていくか、その子どもの視点を常に忘れないで進めたいと思いますので、忌憚のない意見を、また専門的な意見をいただければ大変ありがたいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

- **〇髙木補佐** では、これより議事に入らせていただきます。久保会長、よろしくお願いいたします。
- **〇久保会長** 皆様、おはようございます。久保でございます。どうぞよろしくお願いいた します。それでは座って進めさせていただきます。

それでは早速ですが、議題(1)の子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてに入りたいと思います。事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

**〇鈴木幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の鈴木でご ざいます。それでは座って説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画の見直しについてということで資料1というペーパーを配らせていただいております。資料1の前に、その次の資料、資料1別紙というものを最初にご覧ください。千葉市こどもプラン中間見直しについてというものです。よろしいでしょうか。資料1別紙というものです。こちらの今回議題としております子ども・子育て支援事業計画につきましては、この千葉市こどもプランの第1章部分でございまして、前回の11月の会議でその中間見直しの案を御了承いただいたところです。簡単におさらいをさせていただきます。

「1. 見直しにあたって」というところの「(1) 実施の背景」というところがございます。その2段落目でございますが、本計画は平成27年度から平成31年度までの5年間の計画となっており、計画中間年を目途に、必要に応じて見直しを行うこととされており、本年度、平成29年度がそこに当たるものですから、過去2年間の実績を踏まえて計画の見直しを行うこととしております。

次の2ページをお開きください。「2. 見直しの方向性」でございますが、「(1) 教育・保育の提供」でございます。これは保育の受け皿の確保ということになりますけれども、国の子育て安心プランに示されました考え方に基づきまして、将来的な女性の就業率が80%というのを見据えた長期就業を確保するための見直しを行っております。

(2) のところの「地域子ども・子育て支援事業」という部分につきましても、この子ども・子育て支援事業計画の対象部分となりますが、各事業について量の見込みとその実績値の間に大きな乖離があり見直しが必要であるとか、そういった見直しの要否を

検討した結果、その次の3ページの表の1番目、「放課後児童クラブ 子どもルームの拡充」というところから、10番目、「夜間保育事業」のところまで、ここまでが事業計画の範囲ですけれども、この10個の事業を見直すことといたしました。

次の4ページ以降に具体的な見直しの内容を記載しております。今のは前回お伝えした部分ですので、また後ほど御確認ください。

それでは、資料1というところに戻っていただけますでしょうか。資料1、A4横の 資料でございます。こちらは先ほど申し上げましたとおり、前回11月に全体の御了承を いただいた部分からその変更点がございましたので、そこの説明をさせていただいて御 了承をいただきたいというふうに思っております。

第3次実施計画の策定過程、あとは30年度の当初予算編成過程におきまして計画内容の精査をした結果、ご覧の表のとおり修正をさせていただきます。「放課後児童クラブ」、これは子どもルームですけれども、こちらにつきまして修正後の欄の下線部分でございますが、31年度の確保方策を見直しております。

次の「一時預かり事業(幼稚園型以外)」というものですけれども、30年度と31年度の 量の見込み、確保方策を見直しております。

次の「利用者支援事業」でございますが、千葉市におきましては、子ども・子育てコンシェルジュというものですけれども、こちらの30年度の確保方策を8人から7人に見直しているところです。

次に、表の下、米印がございますけれども、米印の2点目、子ども・子育て支援法の一部改正がございまして、この認可化移行運営費支援事業というものが義務づけられました。本市におきましては認可外保育施設が、その認可化の計画がある保育ルームですとかそういったものが該当するんですけれども、こちらにつきましてもこの子ども・子育て支援事業計画への位置づけが求められる予定となっています。まだ詳細が示されていないんですけれども、これも含めますということになった場合には、また計画見直しの要否を判断させていただいて、この会議に必要に応じて諮らせていただきたいというふうに考えているところです。

私からの説明は以上ですが、引き続き、報告事項がございますので説明をさせていただきます。

**〇始関課長** こども企画課、始関でございます。どうぞよろしくお願いします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

このこどもプランでございますが、子ども・子育て支援事業計画を初め、4つの計画を一体的なものとして策定し、基本施策1、子ども・子育て支援を初めといたします11の基本施策で構成しておりまして、第1章の子ども・子育て支援、この部分が子ども・子育て支援事業計画となっておりまして、子ども・子育て会議の審議事項となっております。残りの第2章から第11章までは社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議事項になっておりまして、第6章から10章までを子ども・子育て会議で報告することとなっております。今回、見直しにつきまして3月20日に児童福祉専門分科会を開催し、御了承をいただきましたので、この場で御報告をさせていただきます。

資料1の別紙のほうをご覧ください。2ページをお開きいただきたいんですが、まず第1章の子ども・子育て支援につきましては、これまでの実績に基づき見直しを図ったところでございますが、第2章以降のその他事業につきましては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会におきまして御審議いただき、下の四角囲みにございます見直しの理由に該当する事業につきまして見直しを行うことといたしました。

該当する事業につきましては次の3ページに記載しております。表にある18事業のうち、1から10までが第1章となり、11からがその他の章となります。11「子ども・若者モニター事業」につきましては第4章、18の「子ども・若者総合相談センター運営事業」につきましては第11章となりますことから、本日は、12の「制度対象者への情報提供等」から17「児童養護施設等退所児童支援」までの見直し内容の御報告をさせていただきます。

12ページをお開きください。第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進の「制度対象者への情報提供等」でございます。これは制度対象者に対し必要な情報をきめ細やかに提供する体制の充実・整備を図るものでございます。

見直し内容ですが、国が進めますマイナンバー制度のマイナポータルにおけるプッシュ型通信を想定しておりましたが、新たなお知らせサービスの導入や、SNSツールの活用等が全庁的に検討されていることから、メールに限らず、より効果的な情報提供を図ることとしたため、実施時期を29年度から30年度に見直しを行います。

次に、「日常生活支援」ですが、一時的に援助が必要なひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を実施するものですが、制度改正により、未就学児を養育しているひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などに定期的な生活援助が受けられるようになったことから、取り組み内容の表記を見直しをいたします。

次のページ、「情報交換事業」でございますが、これはお互いの悩みを打ち明け、相談しあう場づくりを行うものでございます。策定当初は29年度から事業を実施することとして実施内容を協議・検討としておりましたが、既存事業で実施しておりますグループ相談会等と目的・内容が重複する部分があったため、これを整備・拡充して実施することが適当との結論に至り、再検討・調整の期間を要することから、実施時期を29年度から30年度に見直しをいたします。

次に、第8章 児童虐待防止対策の充実の「要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入」でございますが、これはケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有を行うためにシステムの導入を検討するもので、29年度にシステム導入を行う予定でございましたが、市全体の庁内ネットワークの更新が平成31年度を予定しておりまして、これに合わせてシステムを導入することといたしましたので、導入時期を29年度から31年度に見直しを行います。

14ページをお願いいたします。第9章 社会的養護体制の充実の「乳児院の小規模化」でございますが、これは家庭的養護を推進するため、処遇単位の小規模化を推進するものでございます。策定当初は29年度より実施することとしておりましたが、平成29年8

月、国の新しい社会的養育ビジョンにおきまして、乳児院の多機能化や機能転換など、新たな考え方が示されましたので、本ビジョンとの整合性を図るため、国の動向に注視し、平成32年度から実施予定とし、30年度及び31年度の目標値を100%から0%といたします。

最後に、「児童養護施設等退所児童支援」についてですが、児童養護施設等を退所した 児童の援助のあり方について関係機関と協議・検討するものでございます。これは平成 28年度から、千葉県と共同で退所児童等アフターケア事業を開始いたしましたので、取 り組み内容を共同事業内容に変更いたします。

以上、先日3月20日に児童福祉専門分科会におきまして御了承いただいておりますので、御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇久保会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

# 【 異議なし 】

**〇久保会長** それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。異議がなかった ということで御了承ということで進めさせていただきます。どうもありがとうございま す。

それでは、続きまして議題(2)施設・事業の利用定員についてでございます。事務 局から御説明をお願いいたします。

○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料2-1と書かれたペーパーを御用意ください。平成30年4月に開園する教育・保育施設等についてというものです。A4横のものでございます。資料2-1でございます。よろしいでしょうか。ここには教育・保育施設等ということで、保育所などの利用定員の設定につきましては、こちらの子ども・子育て会議に意見聴取をすることが義務づけられております。前年度の3月に整備計画を御説明させていただきまして、前回11月に中間報告をさせていただきました。今回は最終的な数字を御承認いただきまして、この30年4月に開園する施設の利用定員を確定させていただきたいというふうに考えているところです。

右上のところに数字がございますが、30年4月、56施設、1,403人分の定員増が図られることとなっております。ここから、前回御承認いただいた部分もございますが、再確認するとともに、変更があった部分を説明させていただきます。

まず、1 新規開設園ということで、(1)認定こども園でございます。今回、承認をいただきたい部分というのがこの表の真ん中のところ、1号定員、2号定員、3号定員、合計というところがございますが、ここの人数について御了承をいただきたいというところです。こちらの認定こども園につきましては、この表の一番下、5園、2号と3号の定員増加数ということで、155人分ということで定員増が図られることとなります。前回11月は140人でしたので、15人分増えるというような修正がございます。

1枚めくっていただきまして2ページです。(2)保育所でございます。この表の網かけになっている部分が今回変更になる部分となりますので御確認ください。認可外施設の認可化と保育所の新設、両方を合わせまして、一番下でございますが、17園、817人分の増となります。こちらは前回から数字の変更はございません。

次の3ページ、小規模保育事業でございますけれども、こちらも一番下、18園、299 人分ということで、こちらも変更はございません。

次のページをおめくりください。4ページでございます。(4)事業所内保育事業ということで、2園、3号定員増加が31人で、そのうち地域枠、従業員枠と地域枠とあるんですけれども、地域枠が17人となっておりまして、こちらも前回から変更はありません。次の(5)家庭的保育事業、こちらは変更があるというか、追加になるんですけれども、以前保育ママといわれていたもので、御自宅等で5人以下のお子さんを預かるという事業になるわけですが、こちらが2カ所、7人分ということで、こちらは前回の報告時から追加となります。

次のページ、5ページでございます。2 定員変更でございますが、こちらも網かけがいっぱいありますけれども、前回から10園追加となりまして、全体で12園で、108人分の増ということになります。

一番下のところにつきましては、前回も御報告をさせていただきましたが、当初4月 開園の予定だったものが5月以降になってしまったというものが、1保育施設、59人と なるという報告をさせていただきます。この資料は以上でございます。

続いて、資料2-2というものをご覧ください。確保方策(「教育・保育」の提供)の 進捗状況というものでございます。数字がたくさん並んでおりますが、こういったもの で保育所等の整備の計画を立てているところです。今回見ていただきたいのは、今年度 の整備の確認となりますので30年度、30年度というところが30年4月の数字となります。 一番下の30年度というところをご覧ください。こちらの保育が必要なお子さんの数とい うのはこの2号、2号というのは3歳から5歳のお子さんですけれども、2号の保育利 用というところと、3号の1・2歳と0歳、この3つの欄の数が保育の受け皿となると ころです。

コメント欄を見ていただきたいんですけれども、事業計画上の拡充量とありますが、これが確保方策になるわけですけれども、B引くAとあります。この表の先ほど申し上げた3つの欄を足したものがB、その前年度がAになるわけですけれども、この差が1,185ということで、これが計画数でございました。実整備量ということで、実際にどれだけ整備できたという部分が、D引くCということで1,403、先ほど御報告させていただいた数字と一致しておりますけれども、1,403人分の定員増が図られたということでございます。達成率118.4%ということで、かなり達成したというふうに見てとれるんですけれども、これは当初計画に対する達成率でございまして、実は、本年度につきましては4月に待機児童が2年連続で発生してしまったということを重く受けとめまして、4月に待機児童解消に向けた緊急アクションプランというものを策定させていただきました。当初計画に500人をプラスさせていただいて、過去最大の1,688を目指して整備をし

てきたところです。その数字と比較いたしますと、この1,403という数字は達成率でいいますと83.1%というところになります。

コメント欄の続きですけれども、その2号、3歳から5歳のお子さんの保育利用につきましては、30年度確保方策についても、量の見込みも達成できているところでございますが、この3号、0歳から2歳までのお子さんにつきましては、達成率がそれぞれこちらに並んでいる数字のとおりでございまして、どれも足りていないような状況となっております。

次のページ以降につきましては、各区ごとの数字となりますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

- **〇久保会長** それでは、ただいまの説明について何か御質問、御意見はございますでしょ うか。はい、お願いいたします。
- **○原木委員** 済みません。今度新規開設園の予定になっているところですけれども、ちらほら、保育士が足りなくて予定どおり開園できないところがあるというふうな話とか、 開園の予定だったところがやはり無理だというような話をちょっと聞くんですけれども、網かけがないところはもう確定して開園できるというところなんですか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。こちらに書かれてございます、資料に書いてございます園につきましてはどれも4月に開園できる園となっています。先ほど申し上げた1つですね、5月になりましたということは報告させていただきましたが、こちらの園につきましては4月開園が決まっているものでございます。
- **〇久保会長** よろしいでしょうか。その他何か御質問、御意見……。はい、お願いいたします。江濵委員。
- ○江濵委員 イオンリテールの江濵と申します。量の見込みは満たす見込みであるということで大変すばらしいと思うんですが、企業側からすると根本的に疑問に思うのが、どこの市の方の説明でもなんですけれども、企業主導型の保育事業は、量の確保の推定と県とか市とかの量の見込みの推定というのが、情報の共有というのが余りないように思うんです。企業主導型は、全部じゃないですけれども、地域枠も設定するわけですし、地域の子どもをそうは言っても従業員枠でも確保しているわけですから、全国で7万人枠の確保をしているというのであれば、これからある程度量の見込みというか、需要が少なくなるはずだと思うんです、微々たるものであっても。そこの情報共有とか確認というのはどのようにされているかというのを教えてください。
- **〇久保会長** では、事務局、お願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。委員がおっしゃられたとおり、今、企業主導型保育事業というものが国の事業として立ち上がっております。これはまさに企業が従業員のために整備するものでございまして、おっしゃられたとおり、その中でも地域枠というものを設けていただいて、その近隣のお子様を預か

っていただくという施設もございます。おっしゃったとおり、今現在は、我々は、企業 主導型がどこでつくられてどういう状況かという情報は割と事後なんですね。できまし たという報告とか申請が来ていますという情報は国から来ています。そういう意味では 徐々に情報共有はされてきています。ですから、できますよという情報があれば、それ は市が共有して、子ども、お子さん、利用調整ということはできないんですけれども、 こういう施設がありますよということを御紹介するということはしてきております。今 後ということになるんですけれども、先ほど説明の中でもさせていただきましたが、そ の企業主導型というのは認可外保育施設になるんですね。今現在が認可外の施設は計画 の中に含めずに進捗管理をしているので、なかなか見てとれない。実際には待機児童解 消にはつながっていきまして、認可外であっても、企業主導型であれば待機児童から外 させていただくということができますので、待機児童の解消には当然寄与しています。 計画上、それも見越していかなければいけないということで、国から、先ほど申し上げ たとおり、認可外保育事業についても計画に盛り込むというような予定になっていると。 その具体的指標が今後示されていきますので、今後見直すのか、次期プランでどうして いくのかとか、そういうところはきちんと国と連携をとって、その企業主導型は対象外 かもしれませんが認可外についても、きちんと計画を見ながら整備をしていけるように というような動きはございますので、しっかり対応していきたいというふうに思ってい ます。

#### **〇久保会長** よろしいでしょうか。

○江濵委員 ありがとうございます。そうは言っても、企業主導型は保育園をつくるとしても、やはり地域の市の協力なくしてできないものでございます。誤解を恐れずに言うと、企業主導型って事業主拠出金から出ておりまして、それを内閣府経由で私どもは戻してもらうといった感じなんですけれども、なので、市の財政としては圧迫しないということ、かつ、待機児童対策にも若干はなるということで、ウイン・ウインの関係だと思うんですね。なので、今後も、私どもも市のほうに情報のほうを共有する形でもっと努力しなきゃいけないと思うんですが、その際にはぜひ御協力をいただいて、企業主導型をもっと推進するように内閣府に、7万人と言わずスピードを上げてやっていきたいと思いますから、行政のほうからも御支援をいただければというのが企業のダイバーシティ担当としての強い思いでございますので、ぜひ御支援をよろしくお願いします。ありがとうございます。

# **〇久保会長** よろしいでしょうか。

○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。大変力強いフォローをありがとうございます。企業主導型につきましては行政関与というのがやはり重要になっていまして、行政関与は確かに必要だということはあるんですけれども、自治体の関与を薄くして機動性を高めるというコンセプトもあるというふうに聞いていますので、そこはまたいいバランスで、市がきちんとがっつり入り込んでしまうと企業主導型の利点というのもなくなる可能性がありますので、きちんとそこは連携しながら、ウイン・ウインのいい部分を活用させていただいて進めたいと思います。よろしくお願い

します。

- **〇久保会長** よろしいでしょうか。それでは、その他御質問、御意見等はございますでしょうか。榎沢委員、よろしくお願いいたします。
- ○榎沢委員 前回、私、都合で欠席だったので既に説明があったのかもしれませんけれども、新規開設認定こども園のところですけれども、明徳学園さんが設けられる認定こども園の定員が315人というふうに非常に多いんですが、他の認定こども園に比べるとかなり多い人数を入れてくださるということなんですけれども、この300という大きな人数というのは、もともと幼稚園としてそれだけのキャパシティを持っていたということなんでしょうか。
- **〇久保会長** では、事務局、お願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。こちらは、認定こども園とは言うものの、事業類型というところで幼稚園型ということで書かせていただいています。幼稚園型は何かといいますと、幼稚園の認可はそのまま継続した上で、保育機能をあわせ持ってこども園に移行するというものでございます。当然、定員につきましては幼稚園の認可を受けた定員というものがやはり基準となりますので、もともと大きい幼稚園が移行する際にその2号、3号の定員を設定してというふうになっております。他の園につきましても、今現在2号定員というものが10名であったりと、少ないところではあるんですが、とりあえず千葉市としましては、幼稚園が急に2号の方を多く受け入れてというのは、なかなか環境の変化が大きいところとなりますので、こういった新規開設に当たっては10人とか、少ない数字でスタートをさせていただいて、後に定員増を検討していただくとか、そういうスモールスタートというようなもので、園側もそうですし、保護者ですとか、そういったものの対応がきちんとうまくいくように進めているところです。
- ○榎沢委員 ありがとうございます。認定こども園の場合、幼稚園教諭免許と保育士の資格ということで両方必要になってくることになりますので、急に定員を増やした場合にスタッフの確保というところが課題になってくるということがあるので、ちょっとそこが気になったので。徐々に増やしていくという方向で千葉市さんが考えてくださっているのであれば大丈夫かなと思います。ありがとうございました。
- **〇久保会長** よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。 それでは、今の事務局案の御説明について、この事務局案で決定してよろしいでしょ うか。

# 【 異議なし 】

- ○久保会長 それでは、事務局案のとおりに決定いたします。 続きまして、議題(3)平成30年度における施設・事業の整備計画について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。座って説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。平成30年度予算における整備予定ということで、A4縦

の資料でございます。よろしいでしょうか。こちらですけれども、先ほど29年度、今年度の整備における利用定員というものの確認、御了承をいただいたところですけれども、今度これは来年度整備、31年4月に向けた整備予定計画ということになります。こちらは今回、来年度の整備予定を御報告させていただきまして、包括的に議論等をいただいて、来年度、また10月ごろに中間報告、3月に報告して決定をするという流れのスタートの部分となるものでございます。

整備箇所数でございますが、この四角で囲っているところですけれども、合計48カ所、1,176人分の増を計画しております。予算額といたしましては約10億6,800万円。前年度の当初予算と比べますと、2,000万円の増というふうになっております。

1つ1つ見ていきますが、1としまして、認定こども園の整備・移行支援ということで13カ所、人数でいいますと190人分。

次の2 認可外保育施設の認可化移行支援ということで10カ所、数では合計245人分です。この1と2につきましては、既に既存の幼稚園からの移行ですとか、既に認可外保育施設である公的既存施設を最大限に活用して整備を進めていくというものでございます。

3番目、小規模保育事業の開設支援ということで10カ所、190人分でございます。この小規模保育事業といいますのは0歳から3歳の施設で、定員は6人から19人と小規模のものとなりますので、特に今ニーズの高い0歳児から2歳児に対して柔軟に対応が可能なものとして推進をしているところです。

4番目、事業所内保育事業の認可支援ということで、先ほどの認可外の企業主導型保育事業というものではなく、この認可の事業所内保育事業というものもございますので、 そちらを2カ所、地域枠でいいますと24人分を計画しております。

5番目といたしまして、民間保育園の整備等ということで13カ所、定員変更ですとか新設、そういったものをもろもろ含めまして527人分の増を計画しております。

6番目、こちらは補助金の話なんですが、開園前・開園後賃借料補助ということで、これも本年度拡充しているものでございます。特に、整備の必要性が高い地域で、賃料が高い、お家賃が高い物件につきまして、今年度、29年度から開園前賃借料補助というものを新設して整備を進めてきております。そのかいがあって、割と家賃が高いところでも効果的に整備が図られたと思っております。引き続き、開園後も家賃補助が必要だというふうに考えておりまして、そちらを予算化したところです。

3-1は以上となります。

続いて、3-2という資料をご覧ください。平成30年度確保方策(「教育・保育」の提供)の進捗見込みというものでございます。A4横の資料でございます。先ほども見ていただいた資料の今度は来年度の数字ということになります。30年度の整備ということで、31年の4月の状況の数字を言っております。こちらも数字が並んでいるわけですけれども、保育の必要なお子さんとして2号の保育利用、3号の1・2歳、0歳、この3つの欄を足していただいたところがその整備計画になるわけですけれども、こちらはEの部分を前回の30年度の確保量を引きますと1,176人分というふうになっていまして、先

ほどの予算上の整備数と同じになると。こういった計画で来年度は進めていきたいということを今の時点で報告させていただきたいというものでございます。 説明は以上でございます。

- **〇久保会長** それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。増田委員、よろしくお願いいたします。
- **〇増田委員** 聖こども園の増田と申します。よろしくお願いいたします。5番の公立保育 所の建替え2カ所というふうに入っているんですけれども、こちらのほうの場所という のはどちらになりますでしょうか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- **〇内山課長** 幼保支援課でございます。現在、公立保育所2カ所を建替えしておりまして、 大森保育所と緑町保育所のほうを建替えの計画にのっとりまして、現在、事業を進めて おるところでございまして、31年の4月に民間移管ということでオープンする予定とな っております。
- ○増田委員 ありがとうございます。これで少し幼稚園由来のこども園の話になってしまうかもしれないんですけれども、現在、認定こども園のほうに幼稚園からの移行を推進しているという形の中で、やはりこういった公立園の建替え、あるいは民間委託も含めた上で、公立園のほうへ、場所の計画というものが、将来の子どもの人数予測のどのあたりまでが盛り込まれた上で、どこの園の改築あるいは民間委託という形で、今回は民間のほうでということですけれども、公立の運営のまま建て直すといったようなケースも今後当然考えられると思うんですけれども、やはり建物のほうは一度建てると非常に長い期間その地域で使う形になると思いますので、そういった、今、確保のための方策をさまざまなところで打っている部分と、公のほうが、企画というのはちょっと変な言い方かもしれないんですけれども、決めている保育所の建替え等の計画というようなものがどのあたりまで取り込まれているものなのか、お願いいたします。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- 〇山田こども未来局長 未来局の山田でございます。公立保育所につきましては、今現在は施設改善のあり方だということで、建替えの必要な部分については民間委託及び公立、例えば全く需要のないところで、民間が入ってこられなそうなところでもやはり保育園は要るというような判断がなされる場合は、これは公立でやらざるを得ないことがありますので、それを排除せずに、民間移管及び公立保育所で、どちらかの手法で、そのときの子どもの数ですとか、申込数ですとか、これからの開発状況等を見ながら進めていくというのが今の考え方でございます。新たな公立保育所をこれからどうしていくのかということに関しては、今後、政策的な判断が必要になりますので、そちらのほうが決まってからまたこの会議でお知らせしたいと思いますが、今はこの施設改善のあり方の途中ですので、今後、残りあと3つなんですけれども、その計画が進行中ということになります。長い目で見た公立保育所というのは今後どういう役割をするのか、幾つぐらい必要なのか、そういったものをこれからの課題と捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇久保会長** よろしいでしょうか。
- **〇増田委員** ありがとうございました。
- **〇久保会長** その他、御質問、御意見等はございますでしょうか。 それでは、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

## 【 異議なし 】

- ○久保会長 それでは、事務局案のとおりに決定いたしました。ありがとうございます。 続きまして、報告事項に入りたいと思います。報告事項(1)特定教育・保育施設等 重大事故検証部会の設置についてということで、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。
- ○岡崎課長 幼保運営課の岡崎でございます。特定教育・保育施設等重大事故検証部会の 設置につきまして御報告をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただ きます。

資料4-1、それから資料4-2、これをご覧ください。まず4-1のほうなんですけれども、まず、この部会の設置の趣旨でございます。教育・保育の施設におきまして重大事故が発生した場合に原因等の分析、それから再発防止策、これを検討するために千葉市社会福祉審議会でこの条例を一部改正いたしまして、児童福祉専門分科会の中に新たにこの部会を設置するというものでございます。

設置の経緯ですけれども、子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所等の事業所は、事故の発生または再発防止のための措置等を講ずることとされておりますことを踏まえまして、国において、これまで行政による再発防止に関する取り組みのあり方が検討をされてきました。この検討を踏まえまして、重大事故についての分析、それから必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとするというような国からの通知が発出されまして、これによりまして本市におきましてもこの部会を設置するということでございます。下のほうに簡単に社会福祉審議会の組織図が書いてございます。右下の網かけの部分、児童福祉専門分科会の下に今回の特定教育・保育施設等重大事故検証部会を設置するというものでございます。

それでは、実際に事故が起きた場合の具体的な運営方法につきまして資料4-2のほうで御説明させていただきます。まず、検証内容に関してなんですけれども、これは関係者の処罰等を目的とするものではないということを明確にした上で、死亡事故その他の重大事故の経過に関すること、それから死亡事故その他の重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること、それからその他検証に必要と認められること、以上を検証するということとしております。

それから、部会の組織についてですけれども、以下記載の委員をもって構成するということとしております。まず児童福祉専門分科会の会長、それから小児医学に関する知見を有する委員、それから人権及び法律に関する知見を有する委員、保育事業に従事しかつ保育事業の運営等に対し知見を有する委員、幼稚園事業に従事しかつ幼稚園の運営等に対し知見を有する委員、また、必要に応じて検証事案に関して専門的知見を有する委員それから臨時委員、これを加えるということとしております。

最後に、会議の公開に関してですけれども、会議そのものについてはプライバシー保護の観点から非公開としますけれども、最終的に再発防止策等をまとめた報告書につきましては、プライバシーに配慮した形で広く公開をいたしまして、市、それから各保育施設での取り組み、これに生かしていくこととしております。ちょうど今月の3月9日に、これは千葉県の同じような重大事故検証委員会があるんですけれども、ここから県側で一昨年発生した認可外施設の死亡事故について報告書の発表がございました。これはホームページにも載っております。本市の場合についても同様に公表とホームページの発表、そういったことを想定しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

- **〇久保会長** それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見等はございます でしょうか。吉川委員、よろしくお願いいたします。
- ○吉川委員 保護者の委員の吉川と申します。私は資格で看護師も有しておりますので、 1月からちょっと保育園に御縁がありまして中を見させていただいている状況です。それで、今、事故のことに関してあったんですけれども、事故があったときの検証ということがあったんですが、保育園の中に入ってみると、救命法とかも全然学んで何年たったかなという状況で、保育士さんの教育というところには及んでいなくて、どなたもAEDは使えないとか、そういう状況のようなので、事故が起きてからの対策というところも大事なんですけれども、保育園のそれぞれの保育士さんとかにそういう教育をされるという規則的なところはあるんでしょうか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- ○岡崎課長 今のお話なんですけれども、指導という点では、千葉市では、もともと法定の年に1回の監査というものがあって、さらに巡回指導ということで千葉市独自に年に最低でも1回、平均でいうともっとの回数、それぞれの施設を回っております。その際に、そういった注意すべきところ、助言すべきところがある部分については、きちんと指導を行っているところでございます。
- 〇山田こども未来局長 補足で。
- **〇久保会長** 追加でお願いいたします。
- 〇山田こども未来局長 補足で説明させていただきますけれども、我々は先ほどから量の 確保というところで、それを中心に説明させていただいておりますけれども、それより も重視しているのが質の確保ということで、必ず予算面でも計画面でも、質の確保ということで、この重大事故は起きてからのあれなんですけれども、巡回指導であったり、 研修の充実であったり、保育士さんの負担軽減だったり、事故防止としてのカメラの設置であったり、ICTによって保育士さんが子どもに向き合う時間を長くしたりということは、常にこの両輪でやっていて、むしろ量の確保よりも質の確保に今、力を入れているという状況でございますが、今回のこの設置に関しましては、起きて初期の再発防止に関する部会でございますので、よろしくお願いします。
- **〇吉川委員** 部会のほうは承知しておりますが、現状としては保育士さんがAEDを使う 自信がないということが見えているということで、御承知おきいただければと思います。

ありがとうございます。

**〇久保会長** 事務局のほう、よろしいでしょうか。吉川委員、今の御発言でよろしいでしょうか。その他御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項の(2)に参ります。報告事項の(2)平成30年度こども未来局 主な新規・拡充施策について、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

**〇佐々木こども未来部長** こども未来部長の佐々木でございます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料5をご覧ください。平成30年度こども未来局の主な新規・拡充施策についてでございますが、資料右側の備考欄に新規もしくは拡充の記載がある事業につきまして御説明をさせていただきます。子どもルーム整備・運営でございます。予算額は30億6,325万8,000円でございます。就労などにより昼間家庭に保護者がいない児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童解消に向け、施設整備を8カ所、実施設計を1カ所行います。

次に、放課後児童健全育成事業補助でございます。予算額は2,700万2,000円でございます。民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業の安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営費の一部を助成するもので、対象事業者数を2カ所拡充をいたします。

次に、児童養護施設等研修助成でございます。予算額は272万9,000円でございます。 児童養護施設などにおいて児童の処遇の充実を図るため、職員研修に要する費用を助成 いたします。

次に、自立援助ホーム心理職配置助成でございます。予算額は213万4,000円でございます。自立援助ホームにおいて、入所児童の自立を促進するため、心理担当職員の配置に要する費用を助成いたします。

次に、弁護士による養育費相談でございます。予算額は64万4,000円でございます。ひ とり親家庭の母などの養育費の確保を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、弁 護士による離婚前後の養育費の取り決めなどの法律相談を実施いたします。

2ページをお願いいたします。遺児等のグリーフケアでございます。予算額は41万円でございます。グリーフとは深い悲しみを意味をいたしまして、親と死別した児童やその保護者などの深い悲しみや喪失感を軽減、支援するもので、専門機関によるカウンセリングを実施いたします。

次に、社会的養護自立支援でございます。予算額は458万3,000円でございます。児童 養護施設入所者などの自立を促進するため、措置解除後も支援を要する者について、22 歳の年度末までの支援を行うもので、支援内容として、居住費支援、生活費支援を加え るものでございます。

次に、未成年後見人支援でございます。予算額は290万3,000円でございます。親権者のいない児童などの権利利益を擁護するため、未成年後見人に対する報酬などを助成するもので、助成対象を拡大するものでございます。

次に、児童扶養手当支給でございます。予算額は29億3,773万円でございます。ひとり 親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、手当を支給するもので、全部支給 対象の所得制限限度額を引き上げるものでございます。

次に、児童相談所管理運営でございます。予算額は1億8,609万9,000円でございます。 児童に関するさまざまな問題について、家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。一時保護児童数の増加などへ対応するため、居室の増設に向けた実施設計を行います。

3ページをお願いいたします。里親制度の推進でございます。予算額は2,000万円でございます。里親制度の推進を図るため、これまでのNPOへの業務委託内容を見直し、養育里親のリクルートから里親委託後の支援までを包括的に実施いたします。

次に、子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備でございます。予算額は10億円でございます。待機児童解消に向け、民間保育園の整備、幼稚園の認定こども園移行支援などにかかる費用を助成するもので、合計48カ所、1,176人分を整備いたします。

次に、民間保育園等整備賃借料補助でございます。予算額は6,840万9,000円でございます。保育ニーズが特に高い地域において、一定以上の賃料の物件について、開園前及び開園後5年間の賃借料に対し助成をいたします。

4ページをお願いいたします。次に、病児・病後児保育でございます。予算額は1億4,258万1,000円でございます。病気回復期にあるため保育所などに通えない児童などを預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、実施施設を1カ所増設いたします。

次に、子育て支援コンシェルジュでございます。予算額は1,958万7,000円でございます。保育施設などの利用及び子育て支援全般に関するよりきめ細やかな情報提供や、相談受付の体制強化を図るため、子育て支援コンシェルジュを1名増員いたします。

次に、男性保育士の活躍推進でございます。予算額は650万円でございます。公立保育 所における労働環境の改善を図るため、更衣室兼休憩スペース及びトイレの男女分離化 を行うものでございます。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助でございます。予算額は15億28万2,000円でございます。保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため、就園奨励費を支給するもので、幼児教育の無償化に向けた取り組みを推進するため、国制度に合わせて保護者負担の軽減を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。次に、保育の質の確保でございます。予算額は3,863万5,000円でございます。保育施設の増加に対応するため、巡回指導員を増員し、保育の質の確保・向上を図るものでございます。4にサバティカル研修がありますが、サバティカルとは研究休暇を意味をいたしまして、採用5年目程度の保育士に対し、保育の現場から一定期間離れ、改めて保育について考え、モチベーションを図れる機会として、市内3短大と連携した研修を新たに実施をいたします。

最後に、多様な保育需要への対応でございます。予算額は2億6,519万円でございます。 保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、さまざまな保育メニューを 提供いたします。一時預かりについて実施箇所数を3カ所拡充いたします。 平成30年度こども未来局の主な新規・拡充施策の説明につきましては以上でございます。

- **〇久保会長** それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見、ございますでしょうか。それでは、浅見委員よろしくお願いいたします。
- **○浅見委員** 保護者の浅見と申します。この30年度の主な施策は、オープンは31年4月ということでよろしいですか。あと、もう1点、予算の横に括弧づきの数字があるんですが、こちらは何の数字になりますでしょうか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- 〇山田こども未来局長 今のは施設整備の話でよろしいでしょうか、31年4月というのは。 全ての事業は今年の4月1日から開始で、施設のほうの整備は4月から開始で、開園は 来年の4月ということになります。
- **○浅見委員** 開園は4月を目指して今年度中に整備を続けていくということですか。
- **〇山田こども未来局長** そうですね。その他の事業は来年度に入りましたら逐次始めるということになります。

括弧の数字は昨年度の予算額になります。昨年度と比べて多くなっているものがわかりやすいんですけれども、拡充。昨年度はなくて、今年はあるものが新規ということになります。以上でございます。

- **○浅見委員** 続いて、1ページ目の2項目め、子どもルーム整備・運営というところなんですが、施設整備8カ所、実施設計1カ所ということなんですけれども、これは具体的にどのような手法で建てて行うんでしょうか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- **〇小倉補佐** 健全育成課の小倉と申します。座って説明をさせていただきます。

施設整備の8カ所なんですけれども、学校の敷地のところに新しい建物を建てる。今年度実施設計を行って、来年度新築するというものが4カ所。それと、リース建物を学校内の敷地に建てるというものが1カ所。それと、学校の空き教室を使いまして改修するというものが3カ所の合計8カ所になっています。よろしいでしょうか。

- **○浅見委員** 具体的にその8カ所と1カ所で、受け入れ枠にするとどれぐらい増える予定になっていますか。
- **〇小倉補佐** 規模としては440人規模で、増加数としては300です。
- ○浅見委員 ありがとうございます。もう1つ下の段ですね、放課後児童健全育成事業補助ということで、2カ所から4カ所に増やすようになっているんですけれども、私が千葉市のホームページを見ましたら、風の子シュワッチさんと海浜幕張キッズさん、あと凛童舎ですかね、3園が載っていたんですけれども、もう1カ所、どこになるのでしょうか。
- **〇小倉補佐** 健全育成課です。もう1カ所は若葉区内の保育園のところが予定ということ になっているんですが、ちょっと現在調整中なので、4月には間に合わないです。そう いう状況です。
- **〇浅見委員** ありがとうございました。

**〇久保会長** よろしいでしょうか。では、その他、御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして次第の(4)その他でございます。事務局から連絡等はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

**〇始関課長** こども企画課でございます。子ども・子育て会議の平成30年度の開催予定に つきまして御説明をさせていただきます。

平成30年度におきましては、現在のところ、10月と3月に開催をする予定でございます。現時点での予定でございますので、今後変更する場合もございますが、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

日程調整につきましては改めて御連絡をさせていただきます。なお、議題といたしま しては、施設・事業の利用定員などを予定しております。

今年度は千葉市こどもプランの中間見直しなどに関しまして御審議いただきまして、本市の児童福祉推進に御尽力を賜りましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。来年度も引き続きまして、それぞれのお立場から、さまざまな御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- **〇久保会長** それでは、最後ですけれども、委員の皆様から御質問、御意見等はございますでしょうか。それでは、原木委員よろしくお願いいたします。
- ○原木委員 今までの討議とは全く外れたところになりますが、この千葉市こどもプラン、 資料1の一番下のグラフを見ると、子どもの数が減っているということを見ると愕然と するものがあるんですね。やはり子どもに対する市の施策といいますか、確かに子ども が増えてしまうと待機児童も増えてしまいますし、何かいろいろ大変なことになると思いますけれども、どんどん減っていいというものでもないと思います。 ちなみに、浦安 市ではニューフランス流子育て支援の施策をやっていて、今度ちょっと発表してもらうんですけれども、新規に生まれてくる子どもが少し増えているという、そういう報告もあるようです。あと、ある一定の、前に私がお話ししたベビープログラムという子育て支援のプログラムをやったらば3人目を産む勇気が出たと、そういうようなお母さんたちの声もあるんですね。なので、減ってしまうのは仕方がないと、これは国の、いや高齢化だからと放っておかないで、やはり千葉市でもできることというのがないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- 〇山田こども未来局長 ありがとうございます。この子どもの数が減っているのは重大な問題でございまして、これは子ども・子育て支援策を充実させればふえるというものではないと思います。市役所全体が、住宅問題であったり、税の問題であったり、道路の問題であったり、それと、流入、定住、そして出生、資源もふやすということで、さまざまな事業を多角的にやっていかないと、子どもの数をこれからふやしていくということはなかなか。子どもの数が少ないだけじゃなくてお母さんの数が少ないんですね。もう団塊ジュニアの子どもを産める世代のお母さん方の数が少ないということなので、は

っきり言ってしまうと多子世帯対策ですよね。お母さんが少ないものですから、その1 人のお母さんが多子世帯、子どもを多く産むのにバリアとなっているものを各施策で取っていくというような形で、これは子ども・子育てだけの分野ではなくて、千葉市全体の総合計画であるとか、そういう中で必ず切り口が人口という問題も把握しながらそれぞれの事業で展開していくことになっておりますので、非常に難しいかと思いますね。いわゆる価値感みたいなものもありますので、そういったものもあるけれども、行政がどこまで入っていけるかという問題もあるかと思いますけれども、我々はとりあえずは、子どもを産むことにバリアとなっているものを取っていくというようなことで進めていく、そういう考えで進めております。以上でございます。

- **〇久保会長** 大変重要な御質問をありがとうございます。その他……。それでは、木村委員よろしくお願いします。
- ○木村委員 先ほどから子ども・子育て会議の第2回に参加させていただきまして2つの意見があるんですけれども、本来、子ども・子育て会議というのは、行政説明や、それは了承するということでしょうけれども、本当は子どもたち側に立ったというか、子どもたちの代弁者としてこの会議が持たれるべきだろうなというのが率直な意見です。

1つ目は、先ほど非常に気になる議論があったのは、いわゆる企業と行政がウイン・ウインの関係だというけれども、では、子どもたちは本当にそこでウインなの?というふうに疑問に思ったのは、例えば、認定こども園というのは、幼稚園からだろうと保育園から認可されようと、それまでの両方の実績がありますから、そこで保育の質はほぼ大丈夫だということは推測できます。ただ、初めて認可をされた30幾つがきちんと保育の質の確保もしくは向上ができているのであろうかというのが、まず第1点の疑問だし、やっぱり保育行政は、保育の量は上げて待機児童が減るからどうのという議論は、それは大人側の議論だと思うんですね。中は、やっぱり新しく認可されてもちゃんと今まで既存でやっている幼稚園、保育園さんのような保育の質がきちんと保障されているのか、担保されているのかということを行政が責任を持ってやることだろうと思うし、児童福祉専門分科会でも申し上げましたが、巡回指導員を増やしたからとか、監査を毎年1遍やっていますからというような御意見が出ましたけれども、果たしてそれだけで本当に保育の質が確保できるのであろうかというのが意見です。

もう1点は、保育現場からの要望ということですが、例えば、お兄ちゃん、お姉ちゃんがもう既に保育所、保育園に入っていると。下の子が入りたいと言ったときに、他の公立保育所や民間保育所に回されてしまうと。これはとても保育の質というより、保育の入所の関係の点数の問題で、兄弟だと3点加算だというけれども、それでも他に行っちゃうというのは、これは大人側の理論だろうと思うんですね。今日、ここにも保護者の代表の方がたくさんいらっしゃいますけれども、そういった、行政側もそうじゃなくて、子育てをする子どもたち側に立ったらば、兄弟別々に入所させるというのはそれはおかしいんじゃないかというのを、むしろ保護者の方から上げてもらいたいなというふうに私は率直に感じました。というのが2つ目です。

**〇久保会長** では、事務局のほうからよろしいでしょうか。

- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。1点目のものでございます。当然、行政責任としまして、子どもの視点で進めていくということは大事だと思っております。量の話、今日、局長からも話がありましたが、量の話が多く出ていましたので質が心配だと。御指摘のとおりだと思います。待機児童対策としての量の確保というものも行政責任だと我々は思っております。当然、質の確保、質の伴わない事業者を認可するということもあってはならないことだと思っていますので、監査、巡回指導、十分かというところはありますけれども、しっかりしていく必要があると思います。量の確保と質の確保、向上というのは両輪だと思っています。質の確保、向上をより重視して取り組んでいくことは、肝に銘じて進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
- ○岡崎課長 幼保運営課でございます。 2点目の御質問なんですけれども、確かに今、入所待ちがたくさんいる中で、兄弟同時に入るのが一番望ましい形ではあるんですけれども、別々のところになってしまっている状況がございます。千葉市においても、それは配慮していないというわけではなくて、一応選考基準上加点の対象にはしているんですね。ただ、最優先の対応までは今は行っていないところです。何をもって優先順位をつけるかというのはなかなか難しい問題でございまして、確かに兄弟同時入所というのも優先しなければならないんですけれども、その他いろんな事情の御家庭がある中で、なかなか今いきなり最優先に変える対応というのが、やっぱり慎重にならざるを得ない状況がございます。これについてはやはり同様の御意見をたくさんいただいておりますので、今いただいた御意見を踏まえまして、より適切な選考基準になるように今後も検討していきたいというふうに考えております。
- **〇久保会長** お願いします。
- ○山田こども未来局長 最後に私からなんですけれども、木村先生、貴重な御意見をありがとうございました。これに関しては我々から、木村先生を初め民間保育園協議会、また幼稚園関係の方、また認定こども園の方にお願いという形にはなるんですけれども、我々は、千葉市内で今実績があり、地域とも結びつきがあり、小学校とも結びつきがある既存の法人さんがこの量確保に協力していただけるのが非常にベストだと思っているんですね。これは法人さんとしては非常に手間もかかりますし、我々の気持ちとしては千葉市内のふだんからコミュニケーションをとっている法人さんがこの量確保にも協力していただけるというのが究極の解決策。ぱっと千葉に来られて、ある程度の質が確保できる。今それが余りにも量整備が多いのでやむを得ないんですけれども、今も協力はいただいておりますけれども、今、市内でやられている民間保育園さん、幼稚園さん、認定こども園さんが、施設拡充等々に御協力いただければ、我々と連携の強い、また地域とも深い結びつきのある保育園が増えていく、それが量的に増えていくということになりまして、すごく大変なことなんですけれども、我々もそのための施設整備をしやすいようになるようなとか、そういったことは十分考えていきたいと思いますので、どうぞ御協力のほうをよろしくお願いいたします。
- **〇久保会長** それでは、その他御質問、御意見……。では、よろしくお願いいたします。

- ○加藤委員 済みません、保護者の加藤です。私は保育園で3人おりまして、時短ではありますけれども、月曜日から金曜日まで今働いているような状況です。子どもルームの利用に関してなんですけれども、こんなところで言うのは何なんですが、要望としてなんですけれども、今、千葉市のほうでは、学校でインフルエンザがはやったときに、学級閉鎖になったとき、たとえインフルエンザでなくても学級閉鎖になった児童についてはルームの利用ができないということを聞いているんですね。今は私の子どもは保育園児ではありますけれども、小学校に上がってルームを利用するということを想定したときに、それだとちょっと働きにくいなというのが正直ありまして、そちらについて何か改善をできればお願いしたいなという、この場を借りて一市民の要望です。
- **〇久保会長** それでは、事務局、お願いいたします。
- 〇山田こども未来局長 先ほど拡充事業で出ましたけれども、病児保育は小学生を対象なので、やはり感染症のお子さんなので、他のお子さんに感染するというのは、先ほどもお話がいっぱい出ていますけれども、もちろん親の利便性を考えるのは我々の仕事なんですけれども、やはり子どもの安全であるとか健康面であるとか、そういったものを前面に出してやっているものですから、あえて病児保育のほうは小学生を対象にしておりますので、感染症になった場合はそちらを使っていただきたいなというのが……。
- **〇加藤委員** そうです。もちろん感染症になった場合はそれで構わないと思うんですけれ ども、実際に、インフルエンザじゃないのに学級閉鎖によってその子も、病気でもない のにルームを利用できないということで聞いているので、そちらの話です、今の話は。
- **〇久保会長** 事務局、お願いいたします。
- **〇小倉補佐** 健全育成課です。学級閉鎖になる場合ということで、病気でなくてというのは、具体的にはどういうケース……。
- **〇加藤委員** いや、本人は病気ではないんですが、そのクラスが学級閉鎖になりましたとう……。
- **〇小倉補佐** 例えば、それがインフルエンザで、学級閉鎖で……。
- **〇加藤委員** でも、本人は病気ではないというときにルームも利用できないと聞いたので、 せめて証明書を出せば利用できるとか、そういった制約を緩めていただけないかなとい う要望ですね。
- **〇小倉補佐** 潜伏期間というのがあるので、医療機関でもインフルエンザにかかっていないことを、罹患していないということを証明するのは非常に難しいという話は聞いています。実際に学校が、学級閉鎖であったり学年閉鎖であったりというときに、親御さんが困っているという、そういう声は多数いただいておりますので、運用の中でどういう改善ができるのか、ちょっと勉強をしていきたいと思います。
- **〇佐々木こども未来部長** 補足というわけではないんですけれども、ただいま申し上げましたように、潜伏期間等もございますし、インフルでは本人はかかっていなくてもという形ですね。例えば、学級閉鎖になった場合については、それに準じるといいますか、なった場合について、ルームも同じように来ていただかないような形をとっているというところでございます。これは私どもも保護者の方のことを考えると、ルームというこ

ともあるんでしょうけれども、やはり子どものことを第一に考えて、インフルに本人はなっていなくても、もしかしたらなっている可能性もあると、そういうことも踏まえて、学級閉鎖に準じて、学級閉鎖であればルームのほうはちょっとお断りしてきたと、そういう状況でございます。この辺はちょっと私が言うのもあれですけれども、原木委員さんとか、専門的見地から……。

- **〇久保会長** では、原木委員、お願いいたします。
- ○原木委員 すごくお気持ちはわかるんですけれども、やはり集団生活で病気が広がらないように管理するというのはすごく大事なことで、よく隠れインフルエンザと今年話題になったじゃないですか。実際にいらっしゃる患者さんを診ると、昨日7度5分だったけれども、今日は鼻水だけみたいな患者さんでも、インフルエンザが陽性になるお子さんがいっぱい今年はいらっしゃったんですね。学級閉鎖の中、大体30人のクラスだと熱が出る子が10人いたら、あと五、六人は多分ほとんど熱が出ないインフルエンザのお子さんがいらっしゃるんじゃないかと思います。そういう意味があって学級閉鎖になるので、その子たちが別のところで集団を組んでしまうと全く意味がないので、逆に、例えば学童のほうでその子たちだけが、では、あなたたちは学級閉鎖のクラスだからここの部屋から出ちゃだめよという形の預かり方ができるんだったら、それは可能なんじゃないかと思うんですけれども、そこで、でも、紛れて遊んでしまったら意味がないとか。その辺で、そういう感染経路を学童保育の人が理解した上でうまく隔離をして保育をする、保育というかお預かりするということが可能なら可能だと思うんですけれども、なかなかそこまでは難しいのかなと。あとは午前中をどうするかですね。
- **〇加藤委員** そう。結局そこにはなってしまうんですけれども、午前中は休まざるを得ないのかなというところで、午後からただ出社はできるなと。
- ○原木委員 ただ、やはりそれがすごく広がってしまった場合に、インフルエンザって重症にはならないことがほとんどなんですけれども、10人かかっても大丈夫だったけれども、100人かかったときにはうち1人、2人重症なお子さんが出るかもしれない。中には脳炎とか肺炎とかで亡くなる方が出てくるかもしれないと考えると、何か流行を小さくするというのが最大のあれなんですね。ちょっとそのあたりはどうしても流行期は何日間も。学級閉鎖だと多分二、三日ですから、ちょっと1年生以上の子は携帯を持たせて我慢させるとか、いろんな苦労をしつつ乗り切っていただければなと。やっぱり病児保育でお預かりするのはちょっとさすがにそれは……。
- **〇加藤委員** そうです。病児保育というのはあくまでも病気の子であって、潜伏期間の子 というのは、預かるという優先順位としては下がると思うんですね。
- ○原木委員 ええ、そうですね。そのお子さんたちは逆に、病気ではないので病気の子の中に入るということもあるし、また、インフルエンザかもしれないわねと言っているとその子はまた別に預からないといけないので、でも、インフルエンザの子の中に入れるわけにもいかないということもあるので、なかなかちょっと難しいところです。やっぱり学童保育の中ですごく流行してきた学校で、あれだったら、じゃ、インフルエンザの可能性があるクラスだからこっちの部屋から出ないようにねって、そういうような対応

がもし臨機応変にできるのであれば。ただやはり看護師さんもいないしという状況で難 しいかもしれない。

- **〇久保会長** 事務局のほう、いかがでしょうか。そういう態勢がルームのほうでとれるか どうかですけれども。
- **〇山田こども未来局長** なかなか難しいかと思います。学校のほうとの調整も必要ですし、 完璧にその安全確保ができるかというところで、非常に難しい問題だと思います。 軽々 に検討しますとは言えない課題ですね。
- **〇久保会長** ただ、そういった御意見があるということで……。
- 〇山田こども未来局長 ええ、もちろん参考にはさせていただいて、間接的にこうすればいいんじゃないかということで、例えば子どもルーム以外のもので何かできるんじゃないかとかというアイデア、事務局ではそういうものを考えますので、子どもルーム以外でその子を預かれるようなとか、訪問してできるようなとか、そういったものもあるんじゃないかということでまた協議したりということになりますので、とにかくインフルエンザがはやっているときでも、そのかかっていないお子さんをどうするかという問題認識は持ちましたので、貴重な御意見として検討材料にさせていただきます。
- **〇久保会長** それでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。
- **〇加藤委員** 私が働いている企業でも、在宅勤務というところがどんどん推奨されている のはそういったものを解消するのかとは思うんですけれども、今、現状ちょっと思った ところがあったので発言させていただきます。申し訳ありません。ありがとうございま した。
- **〇久保会長** それでは、その他……。久留島委員。
- ○久留島委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの久留島と申します。利用者の視点からということで、27年にこれが始まって、一番最初は多分こども園は7だったと思うんですね。それが今22以上に増えていて、ただ私もアンケートとかをとったことはないので確実じゃないんですけれども、私の周りからすると、こども園って何なのって。いまだに至ってそこに行き着くんです。頭に認定こども園ってついているんだけれども、名称が幼稚園に通っている仲間もいて、一体これは何なの?というようなことを、まだいろいろ聞かれることもあったりすることが多いです。また、そういう意味では認定こども園を千葉市は進めていて、全ての子どもに等しい幼児教育をという部分でうたっているところもあるので、認定こども園ってこんないいところなんだよというところを27年に制度ができたときには結構アナウンスをしたんですけれども、でも、利用する人って毎年かわっているんですよね。なので、やっぱりそういうところで丁寧に説明をしていくということも必要なのかなというふうに思います。そこの御検討をしていただければと思います。

あと1点、教育・保育の、保育の質というふうにさっき局長もおっしゃったんですけれども、この部分で言葉ってすごく大事で、ここに教育利用、保育利用と書いてしまうと、受け取る側というのは、教育と保育と違うの?というふうに感じてしまうと思うんです。今回、指針、国のほうからでも、保育所というのは教育施設じゃないんだけれど

も、教育に準ずる施設で教育をする施設だよというのは明記されているので、ここはもしかしたら、保育を長時間必要とする子と必要としない子ぐらいに分けたほうがわかりやすいのかなと。利用者からしてみると、幼稚園は教育なの? まだまだそういう話がとてもたくさん出てくるので、そういうところの言葉の使い方を丁寧にこれから検討していくことが求められているのかなというふうに感じます。利用者からしても、この間も近所のおじいちゃんが、久留島君、うちの子、今度こども園に行くんだけれども、こども園って何の園だと言われて、すごい気にしている人はやっぱり多いんだなというのは感じたので、そこのところを御検討いただければと思います。

- **〇山田こども未来局長** ありがとうございます。
- **〇久保会長** 事務局のほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。本当にこども園って何なのかというものを、おっしゃったように、子ども・子育て支援法というのが始まるときにはまさにそれが多かったです。我々も意識して、幼稚園の方々にもきちんと説明しましたし、そのためには保護者にもということで努めていたんですが、御指摘のとおり、ここ最近、それが浸透したと我々も思い込んでいましたけれども、やはり人がかわっているということがありましたので、改めてきちんと説明していく必要があるというふうに思っています。今、幼稚園の預かりというものも増えてきていて、その辺が明確じゃなくなってきちゃっているんですけれども、我々としましては、やはりしっかりと認定こども園に移行することで、保護者にとっても、就労にかかわらず同じ制度の中できちんと教育・保育が受けられるという環境が重要ですし、幼稚園にとってもその安定運営が図られるというふうに思っていますので、そういった面では移行を希望する園に対しての支援というのは続けていきたいというふうに思っているところです。

もう1点としまして、教育・保育という言い方なんですけれども、これも本当に当然 学校教育法というのがあって幼稚園ということもありますし、あとは保育所というのは やはり保育機関というものがございます。片や、今、委員がおっしゃっていただいたん ですが、幼児教育という言葉が一般化されてきまして、幼児教育については当然、もち ろん幼稚園だけではなく保育所でも行うものというふうになってきているところです。 ですから、施設面での教育施設、教育する場所と保育する場所という言い方はあるかも しれないですけれども、幼児教育という面ではどの施設も行っていく必要があるところ なので、言葉遣いについては誤解のないように、その場面場面で丁寧にしていきたいと いうふうに思っております。よろしくお願いします。

- **〇久保会長** 浅見委員、お願いいたします。
- ○浅見委員 保護者の浅見です。前回の会議のときもそうなんですけれども、資料全般に言えることで、こういう例えば子どもが減りますというグラフがあったとして、そして、この中でどれぐらいの利用者の変動があるのかというのがこのグラフにはないので、需要の高まりというのが全然見えてこない。グラフに、子どもが減る、だから、ということになっちゃうので、子どもは減っていくけれども利用者は増えているんだというのを示していただきたいというのが1点。具体的に言うと、資料1の一番上の段ですね。量

の見込み、確保で、差異が出ていると思うんですけれども、実際に29年度、今年度、4年生から6年生まで、子どもルームを利用したお子さんというのは1,631人いるんです。この高学年のところは1,400。ここに実績、どれだけの政策をやってどれだけ確保できたかという数字がないので、どれだけ足りているか足りていないかというのがやっぱりわかりづらいと思うんですよね。なので、今後の資料には実際にどんな対策をして、どれだけ枠を増やして、どれだけの利用があって、どれだけ足りたのか足りなかったのかというのをお示ししていただきたいんですね。

あと、さっき保育園でも、兄弟なのに別の保育園に行かなくてはならないことがあるということだったんですけれども、子どもルームでも、同じ3年生でも、低学年ルームに入れなかったのでやむを得ず高学年ルームを利用しているという方が、平成29年度、260人いらっしゃったんですね。なので、34つの高学年ルームがあるうち、25ルームはもう3年生がいるんです。それぐらい高い割合で利用しているので、それがわかるような資料づくりをお願いしたいですけれども。

- **〇久保会長** では、事務局、お願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。御指摘ありがとうございます。資料につきましては、委員の皆様に御審議していただきますので、その審議していただくための材料として、余り情報が多いと、情報が多過ぎて判断しづらくなるような面もあると思いますので、審議していただく案件に必要な材料というのは、きちんと明示をして、できるだけわかりやすくするように今後も努めていきたいと思います。ありがとうございました。
- **〇久保会長** それでは、資料につきまして、よりわかりやすい資料を作成していただくということでよろしくお願いいたします。その他。それでは、前のほうにお願いします。 では、大森委員。
- ○大森委員 先ほどの木村委員の御意見に近いかと思うんですが、うちの保育園のすぐ近くにもこの4月から企業主導型の保育所が1つ開園されるという話を聞いたんですが、先ほどあくまでも認可外施設だというふうなお話でしたが、一方で、認可外保育施設の認可化という事業をしているところですよね。先ほど江濵委員さんの御意見で、自治体のほうにも負担がないのでウイン・ウインの関係だということのお話がありましたが、片や、認可外保育施設の認可化を進めながら自治体の負担がないからといって企業主導型を増やすのかどうかというところなので、その自治体の企業主導型についてのかかわり方、地域枠がありますので、そういった巡回もするときにあるかと思うんですが。
- **〇久保会長** では、お願いいたします。
- ○岡崎課長 幼保運営課でございます。今御指摘のとおり、確かに企業主導型というのは 今は直接的な市のほうのかかわりはないような状況でございまして、監査自体も国の内 閣府のほうで監査を行っておりまして、市のほうで今直接入ってはいない状況でござい ます。ただ、先日もたしか新聞紙上にあったんですけれども、かなり内閣府の監査でも 指摘事項、指摘箇所が多いというふうな記事になっておりました。なおかつ、これは企 業主導型ではありながらやはり認可外保育施設ということで、千葉市もやはりそれなり

にかかわっていかなければならないと考えておりまして、今後ちょっとそういった部分はもっと増えてくるかと思います。市としてどういうふうに適切に指導していくかというのは、やはりきちんと考えていって実施していかなければならないというふうに思っています。

- **〇久保会長** 大森委員、よろしいでしょうか。
- **〇大森委員** はい。よろしくお願いします。
- **〇久保会長** それでは、上村委員。
- **〇上村委員** 済みません、千葉経済短大の上村です。今年度2回参加させていただいて、 前回もちょっと申し上げたと思うんですけれども、ちょっと2点ほど。まず1点目、学 生、保育士養成の、幼保、両方の養成をしていて、今年、すごく就職に関しては、学生 入れ食い状態というのか、表現は悪いですけれども、行ったところはほとんど決まると いうような状況で、学校としては就職率も上がりますし、非常にうれしいところだった んですけれども、一方でそれは取り合いがありまして、以前のように、やめる方が出て 求人が出てというときは、やはり学生も吟味をしていくことだったと思いますけれども、 今はもう処遇改善もありましたので、若干給料のところで選んだりとか、余り保育の質 とか保育内容とかというところは見ていないなというふうに思っています。学校として はやっぱりマッチングの問題もありますし、どういう保育観を持ってどういう保育をし たいかということは非常に大切にしているので、安易に就職をさせないようにはしては いますけれども、中には、それが株式会社だからとか社会福祉法人だからということは 関係なく、本当に面接だけで決めてしまうとか、見学に行って決まってしまうとかとい うところがあって、私たちとしては、ある程度の水準を持った学生を保育者として現場 に出したいという思いで養成をしていますので、何かこう、切った張ったみたいな形で 決まっていくのは非常にちょっと何ともいえない感じなんですね。ですので、採用のと ころに行政が口を出すということはもちろんないことだと思いますけれども、どういう 基準で採用しているのかとか、その辺のところも、巡回指導があるんだとすると、把握 されることがあれば、ちょっと聞いていただけたらなというふうに思います。逆に、簡 単に決めたから簡単にやめるんですね。離職率が高いのはやはりそういうことだと。入 ってみたら違った。全然聞いたのと違った。今の若い子はなかなか根性がある子も少な いですので簡単に、やめるほうもやめればという感じのところがあるようですが、そこ でせっかく保育者と信頼関係を築いてきた子どもたちが非常に大きな不利益を被ります ので、そういうことがないといいなという思いも込めて。

もう1点、先ほどから質の確保、量だけでなくて質の確保というふうに何度も話が出ていまして、私自身もそれは本当に切に思っています。学生を養成していても、これくらいの質はと思いながら、そうではない学生を大量に卒業させているジレンマも常に持ちながらやっておりますけれども、そもそも質って何なのかということが余りコンセンサスがないというか、保育の質を高めるというのは質って何のことを言っているのか。もちろんいろんなものには保育者の資質であるとか保育の質とかというふうに書かれていますけれども、我々も含めて現場の方々も、保育の質ということに対してどれくらい

理解があるのかということは若干疑問を持たざるを得ないですね。実習指導をしていただいている身でこういうことを言うのは何ですけれども、ああそんななんだという残念なところがないわけではないですし、なかなか立場的に私たちはそこに食い込んでいけないというジレンマもありながらなので、こういうところで議論する場が設けられるんだとしたら、では、千葉市の保育の質を高めるってどういうことなのか、ぜひそれを考える場を設けていただけると、千葉市全体の保育も、幼児教育も含めてですけれども、上がっていくと思うので、これから、まだ私たちができることももちろんたくさんあると思いますので、一緒にやっていけたらなと思います。すいません、まとまらなくて。

- **〇久保会長** では、事務局のほうから何か御意見等ございますか。
- ○岡崎課長 幼保運営課でございます。まず1点目の採用のお話なんですけれども、確かに今、本当に保育士が不足する中で、自治体間もそうですし、施設間も取り合いになっているのは事実でございまして、なかなか一定のレベル以上というのは言っていられないような状況もあるのかもしれません。市としても、それぞれ認可園さんに対して、採用する際にここまで以上にしてくださいと言うのは、なかなかそれも難しいような状況でございます。ですので、ある意味いたし方がない面もあるんですけれども、委員さんがおっしゃったように、しっかりと巡回等でも見ていきたいということと、あわせて今回も新年度予算の中に新しい研修というのを盛り込んでございますけれども、そういった研修をより充実させて、お手伝いを市としてはやっていきたいというふうに思っております。
- ○五藤保育所指導担当課長 幼保運営課担当課長の五藤でございます。質のことでお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。その質ということに関しましては、まず一番に、安心して預けられる環境の保障ということだというふうに考えています。それから2番目としましては、お子さんの育ちの保障というところも考えております。こういったことにつきまして、さらにその詳細にわたることにつきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、ポイントだけでも十分に検討していただけましたら大変ありがたいと思います。以上でございます。
- **〇久保会長** よろしいでしょうか。
- **〇上村委員** ありがとうございました。
- **〇久保会長** では、江濵委員、よろしくお願いいたします。
- ○江濵委員 イオンリテールの江濵でございます。何だか企業主導型が人気がなくて、どきっとしますけれども。ちょっと話はずれますけれども、申し訳ございません。実家の母が幼稚園の園長で、最後は大学教授だったものですから、保育園推進担当の私と、企業で保育ができ教育ができるかと実家で大げんかになりますけれども。企業だって、企業主導型の監査って、本音で言いますと、事業所内保育園の監査よりかは厳しいので担当は倒れそうになっておりますが、やはり保育業者をどこに頼むかというのがポイントなので、お金の問題ではなくて、評判のいいところ、実績があるところしか絶対に頼まないから取り合いになっているというのが企業主導型の課題ではあるかと思います。

そんな中で、ちょっと話はずれますけれども、資料5の中で男性保育士の活躍推進と

いうところでトイレとか更衣室の分離による拡充が650万ぐらいかかるということです が、これは大変すばらしいことだと思うんです。これがもっと経費がかかるぐらいであ ってほしいかなと思うんですけれども、私ども企業としてはいろんな方々に、従業員と しても働いていただきたいと思う中で、保育士さんであるとか幼稚園教諭であるとか小 学校の教諭であるとか、女性ばっかりとかというのに違和感を感じるんですね。育児と いうのも介護というのも、男性も女性もという中で、教育業界、保育業界が女性が多い ということに対して、いい面もたくさんあるとは思うんですけれども、女性活躍推進と いうのも大切ですけれども、男性の活躍多様性の推進というのも、どちらも非常に重要 なことだと思っているんです。企業もそれをやってきますので、ぜひ、保育としても、 市としても、そこの視点を、リーダーシップを千葉市様にとっていただきたいかなと思 っています。LGBTの支援について、職員の福利厚生で全国の行政で一番最初にやら れたのは千葉市様でございますので、それって非常に企業のダイバーシティ担当にとっ ては千葉市様ってすごいなという視点でいるわけなんです。この保育というところも、 採用人数というか保育士さんを増やすためには母集団が女性ばっかりじゃなくて男性も ということ、それがイコール量にも質にも影響してくると思いますので、ぜひ、その視 点も御尽力いただければという要望でございました。ありがとうございました。

- **〇久保会長** お願いいたします。
- ○古川職員担当課長 幼保運営課の職員担当課長でございます。千葉市では、昨年1月に 男性保育士の活躍推進プランというのを発表しまして、男性も働きやすい職場の整備に 努めているところでございます。確かに男性がまだまだ保育現場では少なくて、何でだ ろうなということでいろいろ考えたんですけれども、養成施設さんのほうでも圧倒的に 女性が多くて、養成施設というのがもともと女子大に多いというところはやっぱり女性 の職業というイメージが強く残ってしまうところなのかなというふうに思っていて、ま た今後、男性も入りやすい養成施設が増えていっていただけるといいなというふうに考 えています。もちろん私どもとしては男性が働きやすい職場環境の整備に今後も努めて いきたいというふうに考えております。
- ○佐々木こども未来部長 補足でございますけれども、もっと予算があったらというふうなお話もございましたが、ここはあくまでこの650万円というのは先ほど申し上げましたように、休憩室のスペースですとか男女トイレの、ハード面といいますか、施設面のものでございまして、これ以外にも、千葉市としても男性子育て推進をやっていますので、男性も子育てを楽しめる環境づくり、そういったことで父親向けの出張の育児講座とか、こういったこともやっているところでございます。先ほど、市の魅力というのもありましたし、男性の保育士がぜひ千葉市に行きたいと、こういうのも魅力の1つの向上につながっていくのかなというふうに考えているところでございます。
- **〇久保会長** よろしいでしょうか。その他御質問、御意見。では、榎沢委員お願いいたします。
- **○榎沢委員** 榎沢ですが、研修のことについてお尋ねしたいんですけれども、私は東京都 の認可設置の委員をさせていただいているんですね。東京都は多いので毎年何百件とい

う新設の保育所が年度末に認可されるんですけれども、申請されている書類を見ていま すと、ほとんどは、園長になる方は保育士としての経験を積んでおられる方が園長とい うふうにして申請されてくるんですね。ところが、中には自衛隊の方々が来て、その方 が園長とか。それから、20代でほとんど保育士としての経験は1年、2年あるかという ぐらいだけれども施設長というようなケースが結構見受けられます。これは全く法令上 は問題はないんです。法令に合っているから申請になって出てくるんですけれども、法 令上は全く問題はないんですが、果たしてそれって倫理的にどうなの?というふうに思 うところが大です。施設長というのは保育全部についての最終責任者ですから、当然、 現場で動いている保育士さん以上の見識が求められると私は思っているんです。少なく とも保育士よりも劣る専門知識ではちょっと困るなと。そこでお聞きしたいんですけれ ども、千葉市では、施設長の研修、特に新任の施設長の研修というのはどのようにされ ているのかなということなんです。保育現場での経験を積んだ方が施設長になった人に 対する研修と、全くそういう経験がない、ほとんど保育士としての経験を積んでいない 方が施設長になった場合の研修内容は当然違ってくるはずだと思うんですね。私は、施 設長として、当然、管理運営ですから、そういったこと全般についての知識は必要なん ですが、しかし、保護者に対して保育について説明できないじゃないですか、重要な部 分に関して。

私は、施設長の研修ではぜひ入れてほしいと思っているのは、子どもの権利条約、子どもの権利、人権についての高い見識を持つ、高い意識を持つような研修、それから保育士の倫理についての認識ですね。保育士の倫理は守秘義務だけではありませんので、保育士の倫理って何かということについてわかっていなければ、当然、部下の保育士の行為に対してだめだよというようなことは言えない。それはできません。責任が持てないわけでしょう。当然、保護者に対しての説明責任は果たせないと思うんですね。ですから、特に新任の施設長に対して、千葉市はどういうふうに研修を考えていらっしゃるのか。今までそれがないのであればぜひ考えていただきたいし、それからやっぱり手薄だなというふうに考えるところがあるのであれば、やはり丁寧に、経験のある方の研修と全く経験がなくて施設長になった方の研修というのは、よく考えて、社会に対して、子どもや保護者に対して、責任のある保育が展開できるような施設長研修についてちょっと考えたい。今の現状はどうなんでしょうかということなんです。

- **〇久保会長** それでは、事務局のほうからお願いいたします。
- ○鈴木幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。ちょっと研修の 話の前に、千葉市の認可時の施設長の考え方を説明させていただきます。

千葉市におきまして、当然、新設園の認可をしているわけですけれども、それに当たりましては、施設長は当然、保育所、認定こども園の経験が10年以上の勤務を有することというのを推奨はしております。今、委員のおっしゃられたとおり別に法令上の義務でもないので必ず必須ではないということもありまして、実際に経験が薄い方、あとは年齢の若い方で申請が来ることが増えてきているのは事実です。もちろん保育士不足、人材の不足がその原因ではないかというふうには思っているところです。千葉市におき

ましては、当然、推奨はしているんですが、そうではない場合というのもありますし、どの方もそうですけれども、その認可に当たって施設長のヒアリング、面接というものをかなり重視しています。経験が不足、年齢が若くても実際に施設長としての対応ができるかどうかというのをかなり質問項目として聞かせていただいて、その対応がしっかりできない場合には保育所保育指針への理解が不足しているとか、そういったことで実際に認可をしなかったケースもございます。認可に至らない場合につきましても、きちんと保育所保育指針について理解すること等を付して認可する場合もあります。その審査におきましては、やはり委員がおっしゃられたとおり、経験があってもなくても、保育ができることとそれを同じ園の保育士に説明すること、あとは保護者に説明できることということはまた別だと考えていますので、きちんとそういった説明ができる能力というようなものも質問等で確認をした上でその認可を進めているところです。

研修についてはまた説明いたします。

- **〇久保会長** では、お願いいたします。
- ○五藤保育所指導担当課長 幼保運営課担当課長でございます。新設園の施設長に向けての研修は、まず1点目は千葉市の保育についてをお知らせしています。そして、何よりも大事なことは施設長の責務についてということで、さまざまな資料をもとにお伝えしているところです。さらには、実際に園の運営を進めていくわけでございますから、看護師や栄養士などの各種ハンドブックであったりとか、あるいは必要な手引きなどについてもお伝えしているところです。ただ、指摘がありましたように、経験年数によって差があるというような研修は今のところはしておりません。施設長に対しましては、経験年数の有無によらず、本当に保護者にとっては保育者なんだと。ですから、保育者としての施設長というところにつきましても十分に考えを持って対応していただきたいということについては伝えております。以上でございます。
- **〇久保会長** よろしいでしょうか。
- ○榎沢委員 一応、要望といいますかね。
- **〇久保会長** では、要望も含めての意見ということで御了解いただければと思います。 その他、ございますでしょうか。それでは、吉川委員お願いいたします。
- ○吉川委員 保護者委員です。最初に局長さんが子どもの視点でということで、私はそれを最初にメモをしたんですけれども、子どもの視点でということで、保護者から見た子どもの視点なんですが、私は二十歳を過ぎた子どももいまして、十何年、保育園とか預けた経験がありまして、10年以上前と比べると、子どもの環境としてやっぱりやらせられないことが増えている、子どもたちがやれないことが増えている。ブランコも撤去され、遊ぶ時間も小さい子と大きい子を分けられたりとか、上の今二十歳過ぎの子のときにはあり得なかったこと、小さい子を守りながら遊ぶ、少々けがは怖いですけれども、一緒に遊んで、あっ、子どもってかわいいんだなという、年長の子からすればそういう感覚を育てる機会に、事故が怖いので別々に遊ばせたり、ブランコという楽しみ、ちょっと動く楽しみを、危ないからといって撤去されたり、もう本当に10年ちょっとですごく子どもの環境は、できないこと、やらせられないことが増えていて、現状は、子ども

がしゃがめないというテストがあるんですけれども、ちゃんとしゃがめない子も増えている中で、子どもの視点から見ると、少々事故の危険はあってもやらせてあげたいなということはすごく思います。先生たちも事故が怖いのでその辺はとても緊張しながら保育されているなというのはすごくよくわかるので、子どもの視点からすると、もう少し小さいときに運動能力を伸ばせたらなというのがあります。

もう1点、すいません。先ほどお母さんの数が減っているというのを聞いて私もちょっとびっくりしたんですけれども、私の同僚というか、同じように看護師で働いていた者が、この3月に上の子が学童に入れず、下の子を預けていた一時保育の、幼稚園のほうですけれども、その幼稚園が一時保育をやめてしまったということで条件がそろわず仕事を続けられないという状況になってしまって、本人は働きたい、ただ、子どもの状況がというところになってしまうと、もう1人もしかしたら産んでくれるかもしれない人材が、あっ、やっぱりこんなに大変なら子どもを産むのをもうやめようという気持ちになるのは仕方がないかなというのは思います。

先ほどのインフルのときの学級閉鎖のときの話ですけれども、女性が仕事をする上ではやっぱりいろんな大変なことがあると、あっ、もう3人目はいいかなとか、もう無理だなとどこかで考えるときがあるということをお伝えできればと思いました。ありがとうございます。

**〇久保会長** 事務局のほう、よろしいでしょうか。それでは、希望ということで。

まだまだ皆様、発言されたいことがあるかと思いますけれども、時間になりましたので、予定していた議題等は以上で終了させていただきます。

委員の皆様の御協力をもちまして、予定どおり、円滑に議事を進めることができました。どうも御協力をありがとうございます。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

**○高木補佐** それでは、以上をもちまして平成29年度第2回千葉市子ども・子育て会議を 閉会いたします。

ここで、子ども・子育て会議も今年度最後となりますので、恐縮ですが、この場をお借りしまして、市の人事異動に伴い、本年度で局外に転出する職員をお伝えさせていただければと存じます。

まず山田こども未来局長、始関こども企画課長、木澤健全育成課長、本日は所用により欠席でございます。岡崎幼保運営課長、古川幼保運営課職員担当課長、五藤幼保運営課保育所指導担当課長、以上、6名でございます。

最後に、山田局長より一言御挨拶をお願いします。

〇山田こども未来局長 どうもこの場をお借りしまして一言御挨拶させていただきます。 我々は4月1日で人事異動により他局に移りますけれども、この間、子ども・子育て会 議の委員の皆様におかれましては、専門的な見地から、また保護者の立場から、さまざ まな御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど私、お話の中でしたんですけれども、この少子化の問題、子ども・子育ての問題というのは、こども未来局だけで保育やルームやいろんなものを幾ら充実させるだけ

では決して解決はしません。我々はこれからこども未来局以外のところに異動するわけですけれども、やはり子どもですとか、子育て支援であるとか、少子化であるとか、人口問題であるとか、そういったものを常に他の局でも考えられるような心をもって他局に移りますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手) 〇高木補佐 本日は、長時間にわたり審議をありがとうございました。